

本資料は、第5回研究会（2015年9月28日）において、大橋英夫・専修大学経済学部教授が使用したものである。一部引用資料に齟齬が認められるが、そのままとした。

# 中国の対外開放と自貿区の役割

—基本的概念・論点の整理—

大橋英夫（専修大学）

## 1. 対外開放地区の設置

- (1) 改革開放の実験：経済特区→全国普及
- (2) 対外開放「窓口特権」による経済成長：地域間競争による成長加速化（corporatism）

### 中国の国家級開発区・開放区<sup>1)</sup>

名称	開発区・開放区
経済特区	深圳・珠海・汕頭(広東)、厦門(福建)[1979～80年]、海南[1988年]
沿海開放都市	大連(遼寧)、秦皇島(河北)、天津、煙台・青島・威海(山東)、連雲港・南通・昆山(江蘇)、上海、寧波・温州(浙江)、福州(福建)、広州・湛江(広東)、北海(広西)[1984年]
経済技術開発区 219カ所 <sup>2)</sup>	大連、秦皇島、天津、煙台、青島、連雲港、南通、閔行・紅橋・漕河涇(上海)、寧波、福州、広州、湛江 [以上、1984年認可]；營口(遼寧)、長春(吉林)、瀋陽(遼寧)、ハルビン(黒龍江)、威海(山東)、昆山(江蘇)、温州・杭州・蕭山(浙江)、福清融橋・東山(福建)、惠州大亜湾・広州南沙(広東)、蕪湖(安徽)、武漢(湖北)、重慶(四川)、北京、ウルムチ(新疆) [以上、1992～93年認可]；合肥(安徽)、鄭州(河南)、西安(陝西)、長沙(湖南)、成都(四川)、昆明(雲南)、貴陽(貴州)、南昌(江西)、石河子(新疆)、西寧(青海)、フフホト(内モンゴ)、太原(山西)、南寧(広西)、銀川(河南) [以上、2000～01年認可](このほか、1990年に上海浦東新区、1994年に蘇州工業園区(江蘇)、寧波大榭開發区が国家級経済技術開發区の政策を実行することを認可)
沿海経済開放区	長江三角州、珠江三角州、閩南(厦門、漳州、泉州)三角地区、遼東半島、山東半島、渤海湾、広西沿海地区[1988年]
上海浦東新区	上海浦東[1990年]
台湾投資区 <sup>3)</sup>	厦門特区和厦門市杏林・海滄地区、福州馬尾経済技術開發区の未開發部分[1988年]
辺境経済合作区 16カ所 <sup>2)</sup>	黒河・綏芬河(黒龍江)、琿春(吉林)、滿州里・エレンホト(内モンゴ)、丹東(遼寧)、憑祥・東興(広西)、河口・畹町・瑞麗(雲南)、伊寧・塔城・博樂(新疆)[1992年]
沿江開放都市	蕪湖、九江(江西)、武漢、岳陽(湖南)、重慶[1992年]
内陸開放都市	ハルビン、長春、フフホト、石家荘(河北)、太原、銀川、西寧、蘭州(甘肅)、西安、鄭州、合肥、成都、南昌、長沙、貴陽[1992年]
国際旅遊開發区	大連金石灘、青島石老人、江蘇太湖、上海横沙島、杭州之江、福建武夷山・湄州島、広州南湖、北海銀灘、昆明滇池、三亜亜龍湾(海南) [1992年]
高新技術開發区 130カ所 <sup>4)</sup>	北京、天津、石家荘、瀋陽南湖、大連、長春南湖-南嶺、ハルビン、上海漕河涇、南京浦口(江蘇)、杭州、合肥、福州、厦門、威海・済南(山東)、鄭州、武漢東湖、長沙、広州天河・深圳・中山(広東)、桂林(広西)、海南、重慶、成都、西安、蘭州寧臥荘、[以上、1991年認可]；保定(河北)、太原、包頭(内モンゴ)、鞍山(遼寧)、吉林、大慶(黒龍江)、蘇州・無錫・常州(江蘇)、南昌、青島・濰博・濰坊(山東)、洛陽(河南)、襄樊(湖北)、株州(湖南)、仏山・惠州・珠海(広東)、南寧、綿陽(四川)、貴陽、昆明、宝鶏(陝西)、ウルムチ、[以上、1992年認可]；楊陵(陝西) [1997年認可]
保税区 15カ所	大連、天津、青島、張家港(江蘇)、上海浦東外高橋、寧波、福州馬尾、厦門、汕頭、沙頭角・福田・塩田(深圳)、珠海、広州、海口(海南) [1991年～]
輸出加工区 63カ所 <sup>2)</sup>	琿春、大連、天津、北京天竺、煙台、威海、昆山・蘇州工業園区、上海松江、杭州、厦門杏林、広州、深圳、武漢、成都[2000年～]
国家生態工業示範区 62カ所 <sup>5)</sup>	[2001～2013年]

注1：国家級開發区・開放区(2001年末現在)。

2：中国開發区網 HP、2015年9月24日アクセス。

3：一部は経済技術開發区に編入。

4：中国開發区網 HP（蘇州工業園区も同等の政策を適用）、2015年9月24日アクセス。

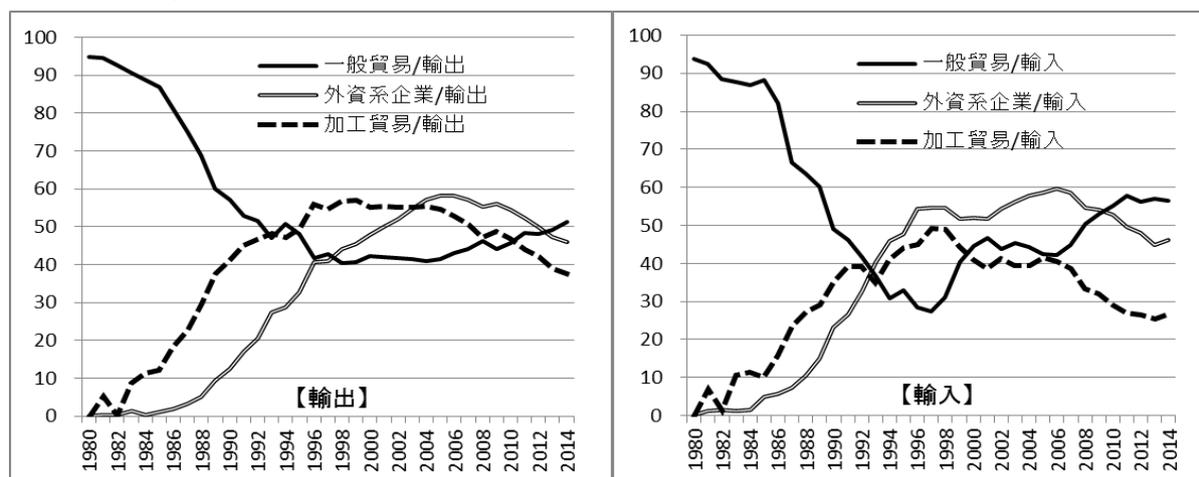
5：中国建筑科学研究院上海分院 HP、2015年9月24日アクセス。

資料：大橋英夫『シリーズ現代中国経済 5 経済の国際化』名古屋大学出版会、2003年、pp. 18-19に加筆。

## 2. 輸出志向工業化の展開

- (1) 「社会主義市場経済」体制の構築：「実験室内」の経済改革<「実験室外」の経済改革
- (2) 「多元・重層的対外開放」：地域開発・誘致競争  
「T」字（沿海+長江）戦略+「U」字（辺境）戦略+内陸主要都市
- (3) 「沿海地区発展戦略」：加工貿易・輸出振興

### 中国の対外貿易における加工貿易・外資系企業の比率



注：加工貿易＝「来料加工」＋「進料加工」

資料：『中国海関統計』各年1季・12期より作成。

- (4) 海関特殊監督管理区域の設置＝加工貿易への対応

1990年	上海外高橋保税区→14保税区（～1996年）：保税加工、保税倉庫、転口貿易、商品展示
2000年	輸出加工区←アジア通貨危機、輸出停滞・梃入れ
2003年	上海外高橋保税物流園区
2005年6月	上海国際航運中心のため保税港区—洋山保税港区
2006年12月	蘇州工業園区に保税港区政策→総合保税区
2003年	珠澳跨境工業区（珠海園区）＝保税港区相当政策
2006年	中哈国際辺境合作中心（中方配套区）＝保税港区相当政策

## 3. 輸出振興策の見直し

- (1) 「発展方式」の転換：輸出・投資主導型成長→内需・消費拡大型成長
- (2) 加工貿易管理体制の強化：密輸対策→「発展方式」の転換
  - ①銀行保証金台帳制度
  - ②「転廠」管理の強化
  - ③加工貿易「禁止」、「制限」、「許可」分類の導入
  - ④輸出加工区への誘導

1990～2012年6種類・124特殊区域→調整後、110海関特殊監督管理区域

総合保税区31、保税港区14、輸出加工区46、保税物流園区5、保税区12、跨境工業区2  
26一級行政区（チベット、青海、甘肅、寧夏、山西、貴州以外）

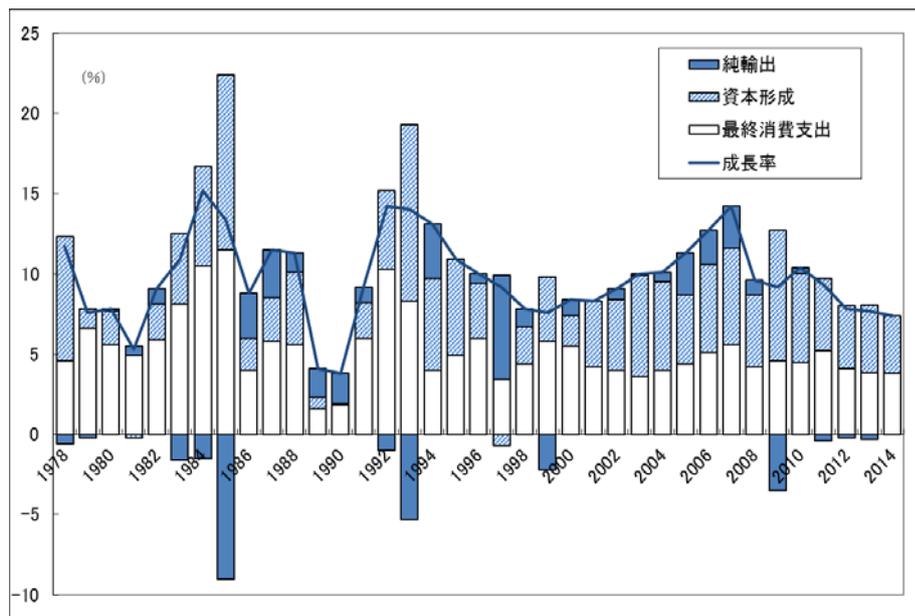
保税港区（沿海・沿江）	港湾貨物集散、物流付加価値、対内陸輻射作用→国際航運中心
総合保税区（加工貿易集積地）	加工組立産業鎖向けサービス→加工貿易転型・昇級
輸出加工区（加工貿易集積地）	加工貿易企業の規範化・管理、国家・省級開発区機能 外向型発展の昇級→中西部地区への産業チェーン継承・移転

- ⑤加工貿易の法人化：加工貿易企業→外資系企業

### (3) 輸入振興

- ①「2つのギャップ」の解消：貯蓄超過→過剰流動性
- ②経常黒字の拡大：貿易摩擦対応
- ②「全面的小康社会」・「和諧社会」：「兩高一資」、外資系企業「超国民待遇」の見直し
- ③産業高度化・イノベーション主導型成長
- ⑤国务院「輸入強化・対外貿易均衡発展の促進に関する指導意見」（2012年4月）

### 中国の経済成長率と内外需寄与度



資料：『中国統計年鑑』2014年版、国家統計局 HP より作成。

## 4. 経済改革の全面的展開

(1) 国家総合配套改革試験区・総合改革試験区：グローバル化、地域統合、市場経済対応

2005年6月	上海浦東新区総合配套改革試点
2006年5月	天津濱海新区総合配套改革試験区
2007年6月	重慶市全国統籌城郷総合配套改革試験区
2007年6月	成都市全国統籌城郷総合配套改革試験区
2007年12月	武漢城市圏全国資源節約型和環境友好型社会建設総合配套改革試験区
2007年12月	長株潭城市群全国資源節約型和環境友好型社会建設総合配套改革試験区
2009年5月	深圳市総合配套改革試点
2010年4月	瀋陽経済区国家新型工業化総合配套改革試験区
2010年12月	山西省国家資源型經濟轉型総合配套改革試験区
2011年3月	義烏市国際貿易総合改革試点
2011年12月	廈門市深化兩岸交流合作総合配套改革試験区
2013年4月	黒竜江省現代農業総合配套改革試験区

(2) 国際貿易・金融サービス体制改革試験区：特定分野に特化（全面的改革試点ではない）

2012年3月	温州市金融総合改革試験区
2012年7月	珠三角金融改革创新総合試験区
2012年12月	泉州金融総合改革試験区
2013年11月	雲南省広西壯族自治区沿辺金融総合改革試験区
2014年2月	青島市財富管理金融総合改革試験区

(3) 沿辺・陸海・華僑試験区

2012年8月	広西東興、雲南瑞麗、内蒙古滿洲里沿辺試験区
2013年6月	江蘇南通陸海試験区
2014年9月	汕頭華僑試験区

#### (4) 海南島離島免税政策→韓国济州島、日本沖繩離島免税優遇政策

2011年4月20日	試運行、2011年5月1日正式施行 18歳以上、関税・輸入調節付加価値税・消費税30～50%、5000元/人→免税(範囲内) 18種の離島免税商品(装飾品、工芸品、時計、香水、化粧品)→確定
2012年10月24日	財政部、対象年齢16歳以上に引き下げ、3種(美容・健康、食器・厨房、玩具)追加
2012年11月1日	8000元/人に引き上げ

#### (5) 総合実験区

##### 【平潭総合実験区】

2009年5月14日	国务院下発「福建省海峡西岸経済区建設の加速化支持に関する若干の意見」 →「福建沿海の条件の整った島嶼に兩岸合作の関税特殊監督管理区域を設立し、優遇政策を実施する」
2009年7月	平潭総合実験区(2010年より福建省平潭総合実験区)

##### 【横琴総合実験区】

2009年8月14日	国务院正式批准「横琴総体發展規画」 →一國兩制 広東、香港、マカオ合作の新モデル地区 ・改革開放深化・科学技術創新の先行区+珠江デルタ西岸の産業高度化の平台 ・「一銭放寬、二銭管住、人貨分離、分類管理」の方針 ・人の居住、商業施設の建設を認める ・免税優遇範囲の拡大(研究開発、物流、サービスアウトソーシング企業の輸入設備)
------------	---

##### 【前海総合実験区】

2010年8月26日	国务院正式批准「前海深港現代服務業合作区総体發展規画」
2012年3月	国务院正式印發「深圳前海深港現代服務業合作区産業准入門録」 ・6大領域(金融業、現代物流業、情報サービス業、科学サービス業、専門サービス業、公共サービス業)、112産業目録 ・深圳香港合作先導区、体制メカニズム創新区、現代サービス業集積区、構造調整引領区

## 5. 自貿区の成立・展開

### (1) 自貿区の成立過程

2003年12月	成思危全人代常務委副委員長、青島保税区主催「中国保税区管理發展研討会」で保税区の自由貿易区への転換、改革試点とすること提起
2005年～	上海、深圳、天津、成渝(成都・重慶)地区などが国务院に対し保税区を自由貿易区に転換するよう求める提案書をそれぞれ提出
2008年～	国家發展改革委員会、国务院發展研究中心、上海、深圳、天津などで実地調査
2009年4月	国务院「上海市の現代サービス業・先進製造業の發展加速化と国際金融センター及び国際航運センター建設推進に関する意見」発布(2020年「4つのセンター」構想)
2011年10月	上海市、「2011年世界自由貿易区大会」にて保税区を自由貿易区に転換させるとの意向を表明
2012年11月	上海市人代「上海市国際貿易センター建設推進条例」発布
2013年1月	上海市人代・政協、2013年に自由貿易園区試点建設を報告
2013年3月末	李克強首相、上海視察の際、「現行の保税区をベースとした自由貿易試験区の設置検討を奨励する」と発言
2013年6月30日	「中国(上海)自由貿易試験区総体方案」の草案を国务院に提出
2013年7月3日	国务院常務会議、「中国(上海)自由貿易試験区総体方案」を大筋で採択(正式承認は8月下旬)
2013年9月19日	国务院「中国(上海)自由貿易試験区総体方案」発布
2013年9月23日	上海市「中国(上海)自由貿易試験区管理弁法」発布
2013年9月29日	試験区の開設(記念式典開催)
2014年12月21日	国务院「中国(上海)自由貿易試験区の複製可能な改革試行經驗の普及に関する通知」
2014年12月28日	全人代常務委員会、広東、天津、福建の自由貿易試験区、上海の同区拡張を決定
2015年4月20日	国务院「中国(上海)自由貿易試験区の改革開放深化方案」、「広東、天津、福建自由貿易試験区全体方案」発布

### (2) 自貿区の役割

#### ① 主要任務(「総体方案」+「深化方案」)

- ・政府職能転換の加速化
- ・開放拡大に適応した投資管理制度の刷新・深化
- ・貿易監督管理制度刷新の推進
- ・金融制度刷新の推進
- ・法制・政策保障の強化

改革開放＝〔法制、行政管理、金融制度〕＋〔貿易、物流、金融〕

②産業構造の転換・高度化

中共中央・國務院「開放型經濟新体制の構築に関する若干の意見」（2015年5月5日）〔9月17日新華社発表〕（11項目50カ条）「5. 對外開放区域配置の最適化」の「(19) 若干の自由貿易試驗園區を建設する。上海自由貿易試驗区の改革開放を深化させ、サービス業と先進製造業の對外開放を拡大し、投資と創新を促進する政策支持体系を形成し、一部の開放措置を浦東新区に輻射し、改革試点の經驗を総括し、全国に複製・普及させる。」

③地域開発との連携：「長江經濟帶」、「京津冀」（北京、天津、河北）、「粵港澳」（広東、香港・マカオ）、「兩岸」（福建、台湾）

④對外發展戰略：「一帶一路」構想

⑤グローバル化対応

- ・ TPP (Trans-Pacific Partnership Agreement)
- TTIP (Transatlantic Trade and Investment Partnership)
- ・ TiSA (Trade in Services Agreement) : ポスト GATS
- ・ BIT (Bilateral Investment Treaties) 2012 US Model BIT
- S&ED : U.S.-China Strategic and Economic Dialogue
- ネガティブ・リスト+参入前内国民待遇
- ・ TPP 加盟の前提条件としての BIT (2014年1月ダボス会議でのフロマン米通商代表発言)

**TPP 外流條文與 2012 年 BIT 範本重要條款之比較**

TPT 外流條文	美國 2012 年 BIT 範本	比較結果
第 4 條: 國民待遇	第 3 條: 國民待遇	相仿
第 5 條: 最惠國待遇	第 4 條: 最惠國待遇	相仿
第 6 條: 最低待遇標準	第 5 條: 最低待遇標準	相仿。2012 年 BIT 範本雖未訂有「對於武裝衝突或國內動亂之待遇」條款, 但實質內容一併規範於最低待遇標準條款中。
第 6-1 條: 對於武裝衝突或國內動亂之待遇		
第 7 條: 實績要求	第 8 條: 實績要求	原則上相仿, 惟 TPP 外流條文規定較細緻。
第 8 條: 高階管理人員及董事會	第 9 條: 高階管理人員及董事會	相仿
第 9 條: 不符合之措施	第 14 條: 不符合之措施	相仿
第 11 條: 外匯移轉	第 7 條: 外匯轉移	相仿
第 12 條: 徵收與補償	第 6 條: 徵收與補償	相仿
第 12-1 條: 代位權	X	2012 BIT 範本無此規定
第 13 條: 特殊程序與資訊要求	第 15 條: 特殊程序與資訊要求	相仿
第 14 條: 利益否定	第 17 條: 利益否定	相仿
第 15 條: 健康安全與環保措施	第 12 條: 投資與環境	TPP 外流條文較 2012 年 BIT 範本規範簡略許多。
第 16 條: 企業社會責任	第 13 條: 投資與勞工	TPP 外流條文要求締約國應鼓勵企業納入國際企業社會責任標準。2012 年 BIT 範本之標題雖為「投資與勞工」, 且規範內容更為詳盡, 但兩者規範精神近似。
X	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第 11 條: 透明化</li> <li>■ 第 16 條: 不減損</li> <li>■ 第 10 條: 關於投資法規與決議之公布</li> </ul>	TPP 外流條文無此些規定

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第 18 條:基本安全</li> <li>■ 第 19 條:資訊揭露</li> <li>■ 第 20 條:金融服務</li> <li>■ 第 21 條:租稅</li> </ul>	
B 節:投資人與締約國之投資爭端解決條款	B 節:投資人與締約國之投資爭端解決條款	TPP 外流條文在 B 節各條款安排上與 2012 BIT 範本結構相同,且內容大致相仿,但些許細節仍有些許差異。
X	C 節:締約國雙方之爭端解決條款	TPP 外流條文無 C 節規定
註:「相仿」意指除些許用詞略有不同之外,條文實質內容近乎相同。		

注 1 : 「 TPT 外 流 條 文 」  
<http://www.citizenstrade.org/ctc/blog/2012/06/13/newly-leaked-tpp-investment-chapter-contains-special-rights-for-corporations>.

2 : 「美國 2012 年 BIT 範本」

<http://www.ustr.gov/sites/default/files/BIT%20text%20for%20ACIEP%20Meeting.pdf>.

資料:朱文暉・王玉清「中美双边投資協定談判与 TPP 对中国進一步開放的影響」樊綱・馬蔚華編『中国新一輪對外開放』中国經濟出版社、2015 年、pp. 55-56 (原資料:陳孟君『創造條件,參與 TPP』系列專題(四)跨太平洋夥伴協定(TPP)投資議題之解析』中華經濟研究院台灣 WTO 中心『WTO 電子報』第 335 期、2012 年 10 月 19 日)。

### (3) 自貿区ビジネスの課題

#### ①自貿区のあり方

##### ・自貿区の設立方法

自貿区設立→政策発表→企業の対応

企業ニーズの把握や制度設計・部門間調整が後回し

##### ・短期的実験・時限的規制緩和の明記

長期的ビジネスプランの策定は可能か?

ニッチの提供→日系企業として法令順守と企業コンプライアンス重視の制約

##### ・インセンティブ:税制優遇<規制緩和・ビジネス環境整備

##### ・事業展開上の区内限定の制約

#### ②中央・地方関係

##### ・法律、条例、規則、通知の上下関係

##### ・「外商投資指導目録」と「ネガティブ・リスト」の優先順位

##### ・個別業法、許認可制度との関係

#### ③自由化・規制緩和

##### ・参入前内国民待遇+ネガティブ・リスト→事業計画の見通し

##### ・会社設立手続きの簡素化

→申請は容易になったが、許認可取得時間は変わらず

→転売・投機目的の会社設立、不動産取得・賃貸価格の高騰

##### ・貿易円滑化:物流コストの低減、通関短縮化(「先入口、後通関」)

##### ・サービス業の開放拡大

医療、ゲーム機製造販売、中国人海外旅行業務、人材・教育、クロスボーダーE コマース

##### ・金融自由化

FT 口座、オフショアローン(人民元のオフショア調達)、商業ファクタリング

以上

